

介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 グリーンハウスひたちなか事業計画書

〔1〕目的

1. 介護老人福祉施設

在宅での生活が困難な要介護者を対象に、一人ひとりの状態に応じた日常生活上の支援、機能訓練、栄養管理、健康管理及び口腔ケア等の各サービスを提供する。また全室個室と少人数の家庭的な雰囲気ユニットの特徴を活かし、従来の画一的な集団介護ではなく、より在宅の生活に近い「その人らしさ」を大切にした家庭的な生活を送れることを目的としている。

2. 短期入所生活介護事業

介護が必要とされる状態であっても可能な限り自立した生活が送れるよう、全室個室と少人数の家庭的な雰囲気ユニットの中で日常生活上の支援、機能訓練、栄養管理、健康管理及び口腔ケア等の各サービスを提供する。また、介護する家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としている。

3. 介護予防短期入所生活介護事業

要支援者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、常に自立支援の観点に立った目標指向型のサービスを提供することを目的とする。また、要支援者が活動的な暮らしをするための交流の場としての役割や緊急ニーズへの対応を担うものとする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……………社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日……………平成26年 4月 1日

3. 指定年月日

①介護老人福祉施設……………平成26年 4月 1日(介護保険事業者番号 0872101829)

②短期入所生活介護……平成26年 4月 1日(介護保険事業者番号 0872101829)

③介護予防短期入所生活介護…平成26年 4月 1日(介護保険事業者番号 0872101829)

4. 職員構成

施設長1名 副施設長1名 生活相談員1名(介護支援専門員兼務) 副生活相談員1名 主任介護職員1名 介護職員40名

看護職員4名 管理栄養士1名 機能訓練指導員1名(非常勤) 環境美化4名 嘱託医1名 計 56名

5. 協力病院

医療法人社団浦川会 勝田病院(ひたちなか市)

医療法人緑伸会 みどりおか歯科クリニック(水戸市)

[3]利用対象者

1. 特別養護老人ホーム(1ユニット10名×7ユニット 定員70名)

65歳以上の方で、寝たきりや認知症などによって介護を必要とし、原則要介護認定3以上を受けた被保険者の方(要介護1・2の要介護者であっても、市町村の適切な関与の下、特例的に入所を認める場合もある)、又は40歳以上65歳未満の方で、老化が原因とされる特定疾病により、要介護認定を受けた被保険者の方。

2. 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業(1ユニット10名×1ユニット 定員10名)

65歳以上の方で、寝たきりや認知症などによって介護を必要とし要支援認定及び要介護認定を受けた被保険者の方、又は40歳以上65歳未満の方で、老化が原因とされる特定疾病により、要支援認定及び要介護認定を受けた被保険者の方。

3. 入所評価基準(介護老人福祉施設)

入所希望者の施設サービスを受ける必要性、緊急性を勘案した入所決定を円滑に実施できるようにするとともに、入所決定過程において透明性、公平性を確保するため入所評価基準を定める。

(1)入所検討委員会の設置

施設は、入所に関する検討のため入所検討委員会を設け、入所者の決定は、その合議によるものとする。

(2)委員の構成と開催

委員会は、施設長と副施設長、生活相談員(介護支援専門員)、介護職員、看護職員等で構成し、原則として委員会には第三者委員としてひたちなか市の担当課職員及び民生委員を加えることとする。また委員会は施設長が招集し、原則として3月に1回以上開催するものとする。

(3)入所の必要性を判断する基準

要介護度、介護者の状況、在宅サービスの利用率、近住性の内容を基準とする。

(4)入所申請者名簿の作成

施設は、入所申請にあたり個別状況を調査し、その結果から基準に基づいて入所順位を付け入所名簿を作成する。

(5)委員会による入所の順位決定

施設の状況及び入所希望者の事情を考慮したうえで入所順位を定め、空床が生じた場合に施設長は入所順位に従い入所者を決定する。また特別な事由の場合は、施設長の判断で入所順位を決定できるものとする。

[4]運営方針

- 1 施設は、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 入所者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものとする。
- 3 地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

[5]今年度運営目標(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業)

① 介護老人福祉施設

・平成29年度見込数	入所者延べ人員23,761名(93%)
報酬金額	314,234,418円(食事・居住費込み)
・平成30年度目標数	入所者延べ人員24,272名(95%)
報酬金額	326,800,975円(食事・居住費込み)

② 短期入生活介護

・平成29年度見込数	利用者延べ人員3,780名(1日10.3名)
報酬金額	49,498,393円(送迎・食事込み)
・平成30年度目標数	利用者延べ人員3,650名(1日10名)
報酬金額	46,075,398円(送迎・食事込み)

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

<各町今年度目標>

共通目標:権利擁護を理解し、入居者の意思が尊重された「その人らしい暮らし」が実現できるよう支援する。

【楓町ユニット】利用者の医療ニーズに合わせたサービスの提供ができるよう職員の知識向上を図り、日々の状態変化に対応するため情報共有や他職種連携に努め、健康的かつ
安心な生活ができるよう支援する。

【桜町ユニット】多種多様なニーズに対して利用者及び家族の要望を汲み取り、情報共有及び連携の強化によるチームケアを実践し「充実した生活」を実現していく。

【椿町ユニット】安心で快適な生活が送れるよう、生活の基本となる「食事・排泄・就寝起床」について利用者個々の嗜好やライフスタイルに合わせた支援を行う。

【藤町ユニット】利用者の日々の変化に対してリスクマネジメントを行い安全な生活が送れるよう支援する。

〔6〕事業内容

1.介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して介護サービスを提供する。

(1)リスクマネジメントに取り組み、入所者の「安心・安全」を重点に置くことで、想定されるリスクを最小限に抑えた生活を提供する。

(2)疾患等により判断能力が低下した場合においても、権利擁護の認識を深めることで、尊厳ある人生と生活の継続を支援する。

(3)常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

(4)入所後には定期的に体調の変化等も含め身元引受人(家族等)への報告を行うと共に、面会時や行事を通して家族との関わりを多くし家族への支援を行う。

(5)感染症対策委員会を毎月開催し、感染症マニュアルに基づいた計画的感染予防、蔓延防止と発生時の迅速な対策に努める。

(6)入所待機者及び施設退所者に関わらず、在宅生活をしている高齢者及びその家族の介護相談の窓口となり、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、または他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(7)看取り委員会を中心に、多職種によるカンファレンスを開催し、ケアの内容や留意点、各職種の役割を明確にした上で、入所者・家族の意志に沿ったケアを行う。また、家族へのグリーフケアに至るまで係われるよう支援する。

(8)入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合においては廃止に向けた取組みとして状態観察及び必要性を随時検討する。

看護職員業務日課表

時 間	業 務 内 容
9:00	申し送り ラウンド・配薬 経管栄養者処置
9:30	業務引継ぎ 利用者記録(ショートステイ含む) 受診者連絡調整 処置 排泄チェック・下剤準備
10:30	処方薬の準備 配薬 経管栄養者と薬
11:30	血糖値測定・インシュリン注射
12:00	入所者昼食巡回 介助
12:00	職員昼休み
13:30	処置
14:00	回診日の介助(木曜)
15:00	ラウンド 病院連絡調整
16:00	排泄確認 記録
16:15	申し送り
16:30	経管栄養者と薬 看護室清掃
16:40	記録
18:00	退勤

事業別勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4月	食事について	10月	感染症予防について
5月	高齢者の身体的機能とバイタルサイン	11月	研究発表会
6月	口腔ケアについて	12月	権利擁護について
7月	夏の適切な水分補給について	1月	研究発表会
8月	リスクマネジメント	2月	認知症ケアについて
9月	研究発表会	3月	研究発表会

〔10〕年間行事予定

月	施設内外の行事	その他
4月	外食会、桜花見	自衛消防訓練 尚生会ボランティアの日 大掃除 地域行事への参加
5月	バーベキュー、いちご狩り、海浜公園	
6月	外食、おやつバイキング、お菓子作り	
7月	夏祭り	
8月	バーベキュー、流しそうめん、地域のお祭りへ参加	
9月	敬老会	
10月	芋煮会、ドライブ	
11月	菊まつり、焼き芋	
12月	そば打ち、忘年会	
1月	初詣、新年会	
2月	節分豆まき	

3月	ひな祭り、花見、ドライブ	
----	--------------	--

[12]ボランティア活動

内 容	実施回数	内 容	実施回数
リハビリ体操	月1回	ミュージックケア	月2回
傾聴ボランティア	月3回	清掃・環境美化	年4回

[13]クラブ活動等

内 容	担 当	実施回数
料理クラブ 芸術クラブ 散歩クラブ	介護職員	月1回

(介護予防)認知症対応型通所介護センターグリーンハウスひたちなか事業計画書

[1]目的

(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態(介護予防認知症対応型通所介護にあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

[2]運営内容

1. 運営主体……社会福祉法人 尚生会
2. 開設年月日……平成26年 4月 1日
3. 介護保険指定年月日
 - ①認知症対応型通所介護
平成26年 4月 1日(介護保険事業所番号 0892100074)
 - ②介護予防認知症対応型通所介護
平成26年 4月 1日(介護保険事業所番号 0892100074)
4. 職員構成……管理者(兼務)1名 生活相談員2名(専従1名 介護職員兼務1名) 介護職員 5名 機能訓練指導員1名 合計 9名
5. 営業日及び営業時間
営業日 月曜日から土曜日、ただし12月31日から1月3日を除く。
営業時間 午前8:30から午後5:30まで(サービス延長可) 送迎を除くサービス提供時間午前8:30から午後5:30分
ただし、家族送迎の場合は、通常の営業時間の限りではない。

[3]利用対象者

1. 要支援、要介護認定を受けた65歳以上の方で、医師から意見書に認知症(認知症の原因疾患が急性の状態にある方を除く)と診断された方。または主治医意見書に記された方及び意見書を基に居宅介護計画書に認知症状軽減の課題が記されている方。
2. 40歳以上65歳未満の方で要支援、要介護認定を受け、医師から若年性認知症と診断された方。

[4]運営方針

1. 要介護状態であり、認知症である高齢者（認知症の原因疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
2. 要支援状態であり、認知症である高齢者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の日常生活能力の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

[5]今年度運営目標

29年度実績数見込 利用者延べ人員 3,245名（1日10.6人 平均介護度2.4）

・報酬金額 40,0730,000円（食費、その他の料金込み）

30年度運営目標数

・30年度目標数 利用者延べ人員 3,338名（1日10.8人 平均介護度2.5）

・報酬金額 45,134,000円（食費、その他の料金込み）

<30年度重点目標>

権利擁護～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

[6]事業内容

上記の、[4]運営方針」に基づくとともに、関係法令等をふまえて介護サービスの提供を行うものとする。また、介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して介護サービスを提供する。

- (1) リスクマネジメントに取り組み、利用者の「安心・安全」を重点に置くことで、想定されるリスクを最小限に抑えたサービスを提供する。
- (2) 認知症等の疾患により判断能力が低下した場合においても、権利擁護の認識を深めることで、尊厳ある人生と生活の継続を支援する。
- (3) 利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (4) 認知症である利用者に対して、その中核症状や行動心理症状を把握し、症状の緩和や悪化の防止を図る。また、一人ひとりが目標を作り、達成に向けた活動のできる環境を整え、積極的に生き甲斐作りや社会的活動の参加ができるよう努め、家族の立場にも寄り添った介護負担軽減も心掛ける。
- (5) 掛り付け医及びその他関係機関との連携に努め、利用者一人一人に最善の健康管理を行う。また、食事摂取や嚥下機能を支える為、協力歯科医との連携を図る。

- (6)介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (7)感染症対策における会議を毎月開催し、感染症マニュアルに基づいた計画的感染予防、蔓延防止と発生時の迅速な対策に努める。
- (8)利用者の心身の状況に応じた自立支援を目的とした介護サービス(食事、入浴、排泄)を行う。また、プライバシーを確保し残存能力の活用に留意する。
- (9)利用待機者、在宅生活をしている高齢者及びその家族の介護相談の窓口となり、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、または他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

事業別勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4月	平成 30 年度事業計画について 緊急時対応(模擬訓練)	10月	運営推進会議結果について
5月	認知症ケアについて	11月	感染症予防について
6月	権利擁護について	12月	地域包括ケアについて
7月	家族支援について	1月	介護予防について
8月	リスクマネジメントについて	2月	緊急時対応について(心肺蘇生法)
9月	チームケアについて	3月	運営推進会議結果、新年度に向けての取り組みについて

[10]年間行事予定

月	施設内外の行事	その他
4月	外出・外食行事(ひたち海浜公園) 外食行事、草もち作り	・ 自衛消防訓練
5月	青空昼食会(バイキング実施日) 希望外出	・ 尚生会ボランティアの日
6月	花見ドライブ(紫陽花、菖蒲)	・ 自衛消防訓練

	希望外出・外食行事	
7月	七夕祭り(週間)、 青空昼食(バーベキュー)、希望外出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防訓練 ・ 尚生会ボランティアの日
8月	夏祭り(週間)、冷やし中華作り 流し素麺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大掃除
9月	敬老会(週間)、中掃除、お月見会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尚生会ボランティアの日
10月	運動会(週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員試験
11月	みかん狩り 干し柿作り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防訓練 ・ 尚生会ボランティアの日
12月	クリスマス会(週間)、大掃除、 蕎麦打ち、餅つき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大掃除
1月	初詣(那珂市 村松山) 繭玉作り、七草粥作り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士試験 ・ 尚生会ボランティアの日
2月	節分豆まき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防訓練
3月	観梅(偕楽園)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防訓練 ・ 尚生会ボランティアの日

[11]利用者日課表

時 間	項 目	内 容
8:30	・ご自宅にお迎え	
9:00	・来所・朝礼・茶話会 ・バイタル測定・個別活動	配茶 体温・血圧・脈拍測定 連絡帳回収 排泄介助(随時) 個別プログラム実施
10:00	・入浴 ・個別機能訓練 ・集団活動(レクリエーション)	入浴 個別プログラム実施 集団プログラム実施

12:00	・昼食(利用者)	食事 排泄(随時) 口腔ケア 食休み
14:00	・リハビリ体操 ・余暇活動(レクリエーション) ・茶話会(おやつ)	各種活動 個別プログラム実施 集団プログラム実施 配茶 排泄(随時)
16:00	・帰宅 ご自宅にお送り	5～7時間提供利用者帰宅
16:30	・帰宅 ご自宅にお送り	7～9 時間提供利用者帰宅 延長利用希望者対応

[12] ボランティア活動

内 容	実施回数	内 容	実施回数
シルバーリハビリ体操	月2回	ミュージックケア	月3回
傾聴ボランティア	月3回	読み聞かせ	年4回

[13] クラブ活動等

内 容	担 当	実施回数
○「カラオケ」 ○「調理」 ○「園芸」 ○「書道」 ○「手芸」 ○「塗り絵」	介護職員	希望・要望により実施 脳と心の体操「シナプロジー」を実施し、利用者本来の姿等 を見出せる「きっかけ作り」に努める

健康維持通所型サービスグリーンハウスひたちなか事業計画書

[1] 目的

1. 健康維持通所型サービス

在宅での快適な生活の継続と要介護状態への予防をテーマに不定愁訴の緩和や心身機能向上のための健康相談や各種プログラムを提供する

[2] 運営内容

1. 運営主体……社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日……平成28年 4月 1日

3. 介護保険指定年月日

健康維持通所型サービス事業所

平成28年 4月 1日(指定番号 0892100074)

4. 職員構成

管理者(兼務) 1名(副施設長) 副管理者(兼務) 1名(認知症対応型通所介護生活相談員) 従事者(兼務) 5名 合計7名

5. 営業日及び営業時間

実施日 火曜日及び木曜日 (5月1日～5月5日、8月12日～8月16日、12月31日～1月3日を除く。)

営業時間 午後12:30から午後3:30まで(送迎含む)

6. 利用定員

1回あたり15名

[3] 利用対象者

要支援認定を受けた方で、ひたちなか市における基本チェックリストを活用し、当サービスの利用対象基準に該当する方。

[4] 運営方針

1. 利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努めるものとする。

2. 利用者の状態等を踏まえながら多様なプログラムを組み合わせ、運動機能・認知機能等心身機能の維持、活性化を図る。

3. 地域との連携を重視し、ボランティアを活用しつつ行政、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

[5]今年度運営目標

29年度実績数見込	利用者延べ人数 450名(平均5名/回)
・報酬金額	1,064,000円
・30年度運営目標数	利用者延べ人数 640名(平均7名/回)
・報酬金額	1,612,000円

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

[6]事業内容

上記の、[4]運営方針」に基づくとともに、関係法令等をふまえて介護サービスの提供を行うものとする。また、介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して介護サービスを提供する。

生活機能の維持、向上の為に各種プログラムの提供

① シニア向け体操「シナプロジー」

テーマ 認知症予防とココロの活性化

内容 健康増進や閉じこもりがちな生活、認知症、うつなどを予防し脳に新たな刺激を与えることで脳を活性化させるプログラム

時間 30～50分

担当 認知症対応型通所介護職員(シナプロジーインストラクター養成終了)

② シニア向け体操「健康リハビリ体操」

テーマ 運動機能の維持

内容 自宅で一人でも出来る簡易的な介護予防体操を提供し、健康の維持向上を目的としたプログラム

時間 30～60分

担当 認知症対応型通所介護職員(シルバーリハビリ体操養成コース終了)

[10]事業スケジュール予定

時 間	項 目	内 容
12:30	・送迎(希望者) ・家族送迎	利用者出欠確認 受入れ準備 ケアプラン確認
12:50	・来所 ・健康チェック	バイタル測定
13:00	・シニア向け体操「シナプロジー」 ・シニア向け体操「介護予防体操」 ・日常生活自立支援 「活躍できる場所」 ・健康相談 ・栄養相談 ・「安心して老いる」情報提供	連絡帳記入 集団プログラム実施 個別プログラム実施 各種相談 休憩20分
15:00	・送迎(希望者) ・家族送迎	次回利用日確認
15:30	・帰宅	日誌等整理 ケアプラン確認

訪問看護ステーショングリーンハウスひたちなか事業計画書

〔1〕目的

要介護者等が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が、治療の必要の程度につき指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……………社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日……………平成27年 4月 1日

3. 指定年月日……………平成27年 4月 1日(介護保険事業者番号 0862190105)

4. 職員構成

事業所長 1名(兼務) 管理者 1名(兼務) 看護職員 4名

理学療法士 3名

5. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日(ただし12/31～1/3は除く)土・日曜日は休日

営業時間 午前9:00から午後6:00まで

ただし、24時間常時、電話等による連絡・相談可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

〔3〕利用対象者

要介護者等が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が、治療の必要の程度につき訪問看護の必要を認めた利用者。

[4]運営方針

1. 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
 2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
 3. 自らが提供するサービスの質を評価して質向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の強化を図るとともに更なる整備に努めるものとする。
 4. 事業の実施にあたっては、契約時にリスク管理を含め、利用者と事業者双方の立場を明確に説明し、安心と責任の理念のもとサービスの提供に努める。
 5. 契約の際に契約者又は身元引受人(家族等)に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対応についてマニュアルを基に懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について同意を得るものとする。また、双方で確認した同意書類については、原本を事業所側で保管し、コピーを身元引受人(家族等)へお渡しする。
6. 感染症対策
- (1)感染症予防
日常的な感染症の予防については、以下の事項を徹底する。
 - ①手指消毒、手洗い、うがいの励行
 - ②使用物品の消毒
 - ③必要に応じたマスクの着用
 - (2)感染症発生時の対応
職員、利用者に感染症が発生した場合には、事業所が別途定める感染症マニュアルに従い対応する。

7. 事故防止

(1) 交通事故防止

- ①月に1回、車両の安全点検を実施する。
- ②朝礼での安全運転の呼びかけを実施する。

(2) 業務事故防止

- ①業務中の安全確認を徹底する。
- ②業務マニュアルの定期的な見直しを行う。

(3) 事故発生時の対応

事故発生時には、別途事業所が定める事故発生マニュアルに従い、適切な対応を行う。

[5] 今年度運営目標(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業)

・平成29年度見込数	利用者延べ人員 4,393 名
報酬金額	41,820,200 円
・平成30年度目標数	利用者延べ人員 5,700 名
報酬金額	42,240,000 円

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

[6]事業内容

1. 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
2. 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
3. 褥瘡の予防・処置
4. 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
5. ターミナル期の看護
6. 認知症・精神障害者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導・相談
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
10. 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
11. 住宅改修の相談・指導
12. 緊急時訪問看護加算の算定に同意をいただいたご利用者については、営業日・営業時間のほか24時間常時電話等による連絡相談が可能な体制をとり、必要に応じて緊急時訪問を行う

2. 業務日課表

時 間	内 容	
9:00	日勤3出勤	・事務所清掃 ・申し送り ・連絡事項確認
9:30		・利用者宅におけるの看護、リハビリサービス ・記録整理 ・他事業所との連絡調整
13:00	昼休み	各 自
14:00		・利用者宅におけるの看護、リハビリサービス ・記録整理 ・他事業所との連絡調整
18:00	日勤3退勤	

事業別勉強会内容予定表

月	実 施 内 容	月	実 施 内 容
5月	訪問看護関連制度について	11月	リスクマネジメントについて
7月	看護計画・訪問記録の記入方法について	1月	事業所自己評価について ～ガイドラインを活用して～
9月	フィジカルアセスメントについて	3月	本年度の総括と次年度計画について